

起業・創業支援のご案内

本案内は、主に、産業競争力強化法の「創業支援事業計画」による起業・創業支援を中心にした内容を掲載しています。

■ 創業支援事業計画とは

日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）では、今後 10 年間で開業率 10%にすることを目標としており、その実現に向けて、平成 26 年 1 月に「産業競争力強化法」が施行されています。この法律では、新たな創業支援スキームとして、市町村が地域の創業支援事業者と連携して行う創業支援事業について「創業支援事業計画^{※1}」を定め、国の認定を受けることができることとされています。当町では、平成 28 年 5 月に、青森市をはじめとする東青地域の市町村（青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町の 5 市町村）が、共同で国へ認定申請していた「創業支援事業計画」が認定されました。

※1 創業支援事業計画（の認定）

産業競争力強化法（平成 26 年 1 月施行）第 113 条に基づく制度で、市区町村が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」を策定し、国が認定する制度。

■ 東青地域広域（青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町）創業支援事業計画の概要 （計画期間：平成 31 年 3 月 31 日まで）

青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町と創業支援事業者が連携を強化し、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業を志すかたが必要となるスキルに応じ、各創業支援事業者がそれぞれの強みを生かし実施している創業支援事業を活用することにより、東青地域での創業実現を目指します。

掲載項目	掲載内容	掲載ページ
①	産業競争力強化法に基づく 東青地域広域創業支援事業計画による「起業・創業相談窓口」等のご紹介	2
②	産業競争力強化法に基づく 東青地域広域創業支援事業計画認定の特定創業支援事業と支援措置について	5

※関連サイト

- ・産業競争力強化法について（経済産業省ホームページ）
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html
- ・経営サポート「地域における創業支援体制の整備」（中小企業庁ホームページ）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

1

産業競争力強化法に基づく

東青地域広域創業支援事業計画による 「起業・創業相談窓口」等のご紹介

東青地域の市町村では、創業支援に取り組む関係機関と連携し、創業支援の専門家などによる相談窓口や、創業に係る知識の習得を目的とした講座・セミナーなどを実施し、東青地域内で創業を希望される皆さんを一体となってサポートすることにしています。東青地域内での創業に興味・関心があるかた、また、検討しているかたなど、お気軽に下記の関係機関の窓口等をご活用ください。

起業・創業相談窓口（認定連携創業支援事業者）				
名称	所在地	実施内容	窓口開設時間	問合せ先
あおもり地域ビジネス交流センター	青森市新町 2-6-19 大坂漆芸 2 階	・創業支援の専門家による相談窓口の開設 ・創業セミナーの開催	平日 10:00～18:00	017-763-0037
青森商工会議所	青森市橋本 2-2-17 県商工会館 5 階	・経営指導員による相談窓口の開設 ・『創業スクール』の開催	平日 9:00～17:00	経営相談課 017-734-1311
青森市浪岡商工会	青森市浪岡大字浪岡 字細田 105-1	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	0172-62-2511
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター	青森市新町 2-4-1 県共同ビル 7 階	・創業支援の専門家による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	総合支援課 017-777-4066
(株)日本政策金融公庫青森支店	青森市長島 1-5-1	・創業サポート専任者による相談窓口の開設 ・創業セミナーの開催	平日 9:00～17:00	国民生活事業 017-723-2331
青森公立大学まちなかラボ	青森市新町 1-3-7 アウガ 6 階	・相談窓口の開設	13:00～21:00 ※日曜等を除く	017-718-7025
女性のための起業交流スペース ○△□	青森市橋本 2-14-2 豊ビル 1 階	・女性専用創業準備入力の貸出（要予約） ・女性起業家育成のための講座の開催	9:30～18:00 （木・金は ～19:00） ※日、祝等を除く	017-763-0277
青森県よろず支援拠点	青森市新町 2-4-1 県共同ビル 7 階	・創業支援の専門家による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	総合支援課 017-721-3787
青森県中小企業団体中央会	青森市本町 2-19-7	・創業支援の専門家による相談窓口の開設	平日 9:00～17:00	連携推進 1 課 017-777-2325
平内町商工会	平内町大字小湊 字小湊 35-3	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	017-755-3254
今別町商工会	今別町大字今別 字今別 45 番地 2	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:15～17:15	0174-35-2014
蓬田村商工会	蓬田村大字郷沢 字浜田 142-36	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	0174-27-2450
外ヶ浜町商工会	外ヶ浜町字蟹田 159	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	0174-22-2441

ご利用ください！ あおもり地域ビジネス交流センターのご紹介

あおもり地域ビジネス交流センター「あおビジ」は、東青地域（青森市・平内町・今別町・蓬田村・外ヶ浜町）の皆さまの起業・創業の相談、商品開発、販路開拓など、様々な相談をお受けする相談窓口です。お気軽にお問い合わせください！※相談無料

あおビジ
AOMORI

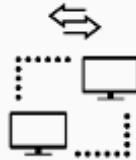
（青森市新町）

（読み：「あもりんく あかさか」）
首都圏のビジネス交流センターは、東青地域の食材・加工品等の特産品の紹介・販売や、飲食スペース併設型テストショップの機能を有するアンテナショップと、テレワーク機能を使用して地元青森にいながらにして首都圏のバイヤーと商談を行うことができるビジネスネットワーク機能を持った、青森と首都圏をつなぐビジネス交流の拠点となる施設です。

AoMoLink
AKASAKA



（東京都港区赤坂）



人材／販路／情報

最新の情報が最短でつながる
「あおもり地域ビジネス交流センター」
人と人、ビジネスとビジネスでつながる！
つながりがどんどん広がる一番身近な青森の窓口です。お気軽にお役立てください。

赤坂のビジネス交流拠点

多業種のバイヤーさんにどんどん登録して頂きますので販路拡大のチャンスが膨らみます。

テレビ会議システムだからバイヤーさんの「顔」が見える商談が可能です。

青森にゆかりのあるかた、青森が好きなかたが集まる場所となるため、情報交換ができ、交流の場が生まれます。

商品サンプルに関するご意見を伺うスタッフがおりますので、マーケティングに役立ちます。

二つの拠点がつながったら...



青森のビジネス交流拠点

商品登録を通じて、全国のバイヤーさんとの太いパイプづくりを始めましょう。

青森にいながら、東京にいるバイヤーさんと直接商談が可能です。

首都圏の青森にゆかりのあるかたや青森が好きなかたにつながる交流の場を提供します。

専門スタッフによるきめ細かいフォローアップ体制で、商品づくりから販促マーケティングまで幅広く支援します。

遠隔テレビ会議システムで青森にいながら「顔の見える」商談が可能

首都圏企業との取引チャンスを拡大推進！

どんな人が首都圏で活動しているのか知りたい！

青森にいなと商談できる機会が少なく、どこにどんなバイヤーさんがいるのかわからない！

電話だけの商談だとなんか不安！

首都圏に人脈がない！

バイヤーの反応が知りたい！

ビジネスのお悩み



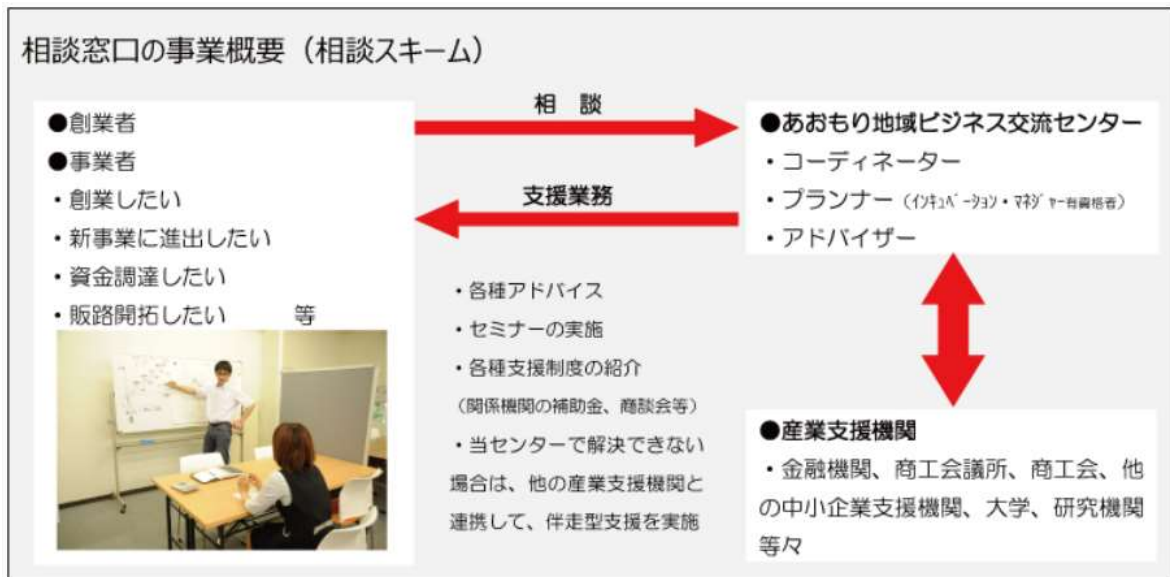
首都圏・青森間の幅広いジャンルの交流をサポート

青森から直接、首都圏への販路拡大が可能

首都圏企業に最新の青森特産商品をご案内

イラストは青森県産品の小学生が青森県産品のイラストを描いたものです。

あおり地域ビジネス交流センター「あおビジ」の事業内容



お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。※相談無料

窓口相談ご利用上のおことわり

※ この相談事業は、必要な情報の提供やアドバイスを行うものであり、具体的な活動等については、あくまでも相談者ご自身が判断し行っていただくものです。

ご相談のお問い合わせ・予約お申し込みは

「あおり地域ビジネス交流センター」電話 017-763-0037 まで

場所／予約受付 あおり地域ビジネス交流センター（あおビジ）

<http://www.aomolink.jp>

〒030-0801 青森市新町2丁目6-19 大坂漆芸2F
TEL 017-763-0037 / FAX 017-763-0038 / E-mail : info@aomolink.jp
10:00~18:00 月曜~金曜日 (原則祝日・年末年始を除く)

(参考) あおり地域ビジネス交流センター（あおビジ）の運営

〒030-8555 青森県青森市中央1丁目22-5 青森市役所本庁舎4F
青森市経済部あおり産品・企業支援課
TEL 017-734-2378 / FAX 017-723-5586 / E-mail : aomori-sanpin@aomolink.jp

2

産業競争力強化法に基づく

東青地域広域創業支援事業計画認定の 特定創業支援事業と支援措置について

■ 本計画における特定創業支援事業とは

前に示した「起業・創業相談窓口」の関係機関が行う創業支援事業のうち、1回1時間程度の相談窓口でのアドバイスやセミナーなどを1か月以上にわたり受け、『経営』、『財務』、『人材育成』、『販路開拓』の知識が全て身につくものを『特定創業支援事業※1』としています。

※1 特定創業支援事業

創業者の経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組み。

■ 創業者等への支援措置

本計画に定める『特定創業支援事業』を受け、町から証明書の交付を受けたかたは、下記の支援を受けることができます。

- ① 会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社)を設立する際の登録免許税の軽減(株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減)
- ② 創業融資を受ける際の公的な保証として利用できる、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠の拡大(1,000万円→1,500万円)
- ③ 創業関連保証の利用期間の特例(創業2か月前から対象→事業開始6か月前から対象)
- ④ 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件の緩和(創業資金総額の1/10の自己資金が必要→自己資金不要)
- ④ 創業・第二創業促進補助金の申請対象(補助金の内容については中小企業庁ホームページをご覧ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/>)

■ 証明書の申請について

特定創業支援事業を受け、証明書の交付を希望されるかたは、申請書等に必要事項をご記入の上、町役場総務課まで提出してください。申請書に記載のあった創業支援事業者に支援内容を確認し、事実確認後に証明書を交付します。証明書発交付手数料は無料です。

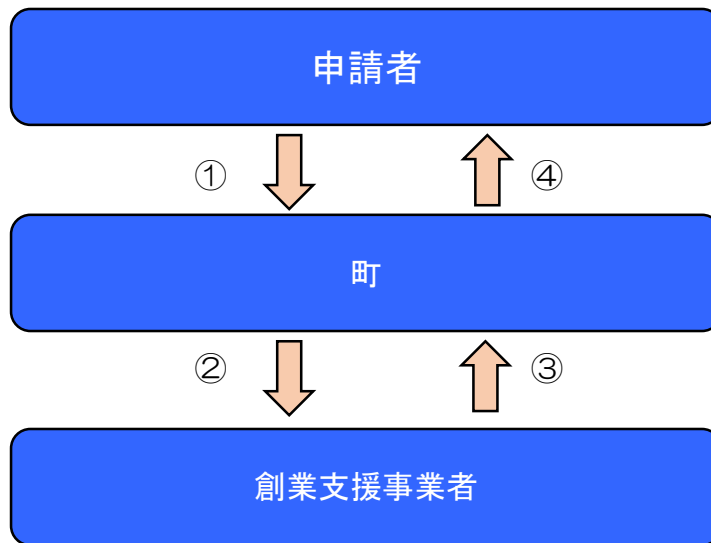
本案内発行 〒030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2 外ヶ浜町役場 総務課
TEL 0174-31-1111 / FAX 0174-31-1215
E-mail / soumu@town.sotogahama.lg.jp

産業競争力強化法に基づく 「東青地域広域創業支援事業計画」認定の 特定創業支援事業を受けたことの証明について

外ヶ浜町で、会社設立による創業等をお考えで、本証明を希望されるかたは、申請書を町に提出していただきます。（申請時において、町が申請者の住所、名称、氏名、電話番号等の情報を創業支援事業者へ提供し、創業支援事業者から支援内容の報告を受けることに同意していただきます。）町は、申請書に記載のあった創業支援事業者へ支援内容を確認し、事実確認がとれた場合に証明書を交付します。

※東青地域広域創業支援事業計画に定める特定創業支援事業は、「起業・創業支援のご案内」をご覧ください。

【証明書交付までのフロー図】



①	申請	申請書（様式1）の提出 個人情報の提供に関する同意書（様式2）の提出
②	照会	町が、申請書に記載のあった創業支援事業者に対し、事実確認について照会します。
③	回答	創業支援事業者が、照会内容について回答します。
④	交付 (不交付)	町が、事実確認のとれた申請者に対し、証明書を交付します。 (事実確認がとれない場合は不交付となります。ご了承ください。)

◎証明書交付に関するお問合せ

外ヶ浜町役場 総務課

電話：0174-31-1111 FAX：0174-31-1215

メール：soumu@town.sotogahama.lg.jp

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

外ヶ浜町で、会社設立による創業等をお考えのかたで、特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）、合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援^{※3}を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※3 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。

(3) 当町が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について

(1) 特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

(様式1)

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書

平成 年 月 日

外ヶ浜町長 様

申請者 住所
電話番号
名称
申請者名 印
(※法人の場合は代表者名)

認定創業支援事業計画に記載された産業競争力強化法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間

内容	創業支援事業者	支援形態	期間
経営		<input type="checkbox"/> 相談支援	平成 年 月 日～
		<input type="checkbox"/> 研修等	平成 年 月 日 (日間)
財務		<input type="checkbox"/> 相談支援	平成 年 月 日～
		<input type="checkbox"/> 研修等	平成 年 月 日 (日間)
人材育成		<input type="checkbox"/> 相談支援	平成 年 月 日～
		<input type="checkbox"/> 研修等	平成 年 月 日 (日間)
販路開拓		<input type="checkbox"/> 相談支援	平成 年 月 日～
		<input type="checkbox"/> 研修等	平成 年 月 日 (日間)

2. 設立する会社の商号(屋号)・本店所在地

・商号(屋号) _____

・本店所在地 _____

3. 設立する会社の資本額 _____ 万円 (会社の場合)

4. 事業の業種、内容 _____

5. 事業の開始時期 _____ 平成 年 月 日

外総発第 _____ 号 平成 年 月 日 外ヶ浜町長 印 申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。 有効期限 平成 年 月 日まで
--

(様式2)

特定創業支援事業に係る個人情報の提供に関する同意書

平成 年 月 日

外ヶ浜町長 様
創業支援事業者 様

申請者 住所
電話番号
名称
申請者名 印
(※法人の場合は代表者名)

私は、外ヶ浜町が経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく証明を行うに当たり、私が受けた特定創業支援事業の内容を確認するため、下記の創業支援事業者に対して、私の住所、名称、氏名、電話番号等の情報を提供することについて同意します。

また、下記の創業支援事業者が、私が受けた特定創業支援事業の内容を外ヶ浜町に提供することについて同意します。

記

(支援を受けた創業支援事業者)
